日比谷花壇 提供

『総務　解体新書』法務版 第３号（11 シリーズ）

「総務のための法務入門」

◇商法入門・・・「執行役員とは」

執行役員を導入する目的としては、経営の意思決定を行う取締役会と、業務執行を担う執行役員に分け、そしてそれぞれの機能と責任を明確にすることである。

執行役員には、取締役の全部または一部が執行役員を兼務する場合、取締役に選任されなかった者を執行役員とする場合、各部門の部長などを執行役員として、取締役に準じた責任と権限を付与する場合がある。執行役員は商法上の取締役ではないので、株主総会で選任されるのではなく、取締役会で任命される。

執行役員の契約形態については、取締役と同様に委任契約であるとする見解と雇用契約であるとする見解があるが、取締役の指揮命令下で業務することになるので、雇用契約と考えるのが一般的である。

◇法的基礎知識・・・「印紙の貼付」

印紙とは、国への税金や手数料を支払う手段で、どの文書に印紙を貼って税金を収めるべきか、印紙税法によって課税文書として定められている。課税文書に必要な印紙を貼って、そして消印することで納税行為が完了する。

但し、印紙を貼っていなくても、民法上、契約行為は契約を締結する当事者間の合意により成立するので、印紙の有無によりその効力が左右されることはなく、課税文書としての契約書の効力はなくならない。

しかし、税務署から指摘された場合は、貼るべき印紙の３倍の過怠税が課せられる。また、貼るべき印紙の金額に不足があった場合も同様の過怠税が課せられる。印紙に消印がされていない場合は、その消印がされていない印紙と同額の金額が過怠税として徴収される。

◇法律紹介・・・「製造物責任法」

製造物に欠陥があり、その欠陥により被害が生じた場合、その製造物を作ったメーカーや製品の流通に携わった輸入業者が、製造物の欠陥により生じた損害について、損害賠償責任を負わさせることを定めたもの。

メーカーは安全な製品を製造するだけでは不十分であり、取扱説明書に不十分な点があった場合、警告表示が適切ではなかったりした場合、メーカーは製品に関して責任を負うことになる。

欠陥商品による被害者の保護と欠陥製品に起因する事故を防止することを目的として制定された。ＰＬ法の最後の条文では、この法律が民法の特別法であり、この法律に定めのない事項については、民法によることが規定されている。

「総務の年間業務　ここがポイント」１月の業務

- 年始客の対応
- 年始挨拶周り（官公庁、取引先）
- 年賀状の返礼
- 新年祝賀式
- 賀詞交歓会（関連会社間）
- 昇給、昇格人事考課
- 新年時入社案内の作成
- 本年度予算と実績の差異分析（最終着地点）
- 総務部管轄予算作成開始（本年度分析と連動）
- ＯＡ機器体制の適正チェック（コピー、ＦＡＸ）
- 取締役会開催と議事録作成

□　１月の業務のポイント

・本年度予算と実績の差異分析

今期残り３か月のところで、最後の予算検証を行う。今期数字の最終着地点を想定し、利益を鑑み、どこまで予算を消化するか検討する。そのために、今期に費用計上できる項目を、優先順位をつけてピックアップしておき、いつでもオーダーできる準備をしておく。

・ＯＡ機器体制の適正チェック

来期のＯＡ機器（コピー、ＦＡＸ）の配備体制を検討するために、各機器の使用状態や使用上の不具合を把握しておく。カウンター数値や送信レポートに基づき、メーカーの協力を得ながら分析する。該当部署へのヒアリングも実施し、課題を明確にしておく。